

2025年度

聖隷クリストファー大学学友会

定例総会

-説明資料-

日時:2025年6月25日 12:00 ~ 12:30

場所: 1705 教室

2025年度 聖隷クリストファー大学学友会総会プログラム

- (1) 学友会規約の改定について(案)
- (2) 2025年度学友会(QOL委員会)役員について
聖灯祭実行委員会について
- (3) 2024年度決算及び2025年度予算について
 - *2024年度
 - ① 学友会 決算書(案)
 - ② サークル補助費 決算書(案)
 - ③ 聖灯祭 決算書(案)
 - *2025年度
 - ④ 学友会 予算書(案)
 - ⑤ サークル補助費 予算書(案)
- (4) ソーシャルメディア運用ガイドラインについて

(1) 学友会規約の改定について（案）

1. 改定理由

学友会の運営について、規約等と運用（現状）が異なる部分や様々な課題がありましたので、元の規約を尊重しながら現状にあわせて運営しやすいように規約の改定をすることとしました。改定案は、大学側が学友会に意見を聞きながら作成しました。

規約等は以下の通りです。

- (1) 学友会規約の改定
- (2) クラブ・同好会内規の改定
- (3) 学友会規約にアドバイザーの条項を新設した。アドバイザーは、学生部長、学生部の教員、学生サービスセンター職員とし、助言及び支援を行う。QOL^{クウォール}委員会の定期開催の中で支援をしていく。

2. 改定時期：2025年6月の学友会総会

3. 改定内容

(1) 学友会規約

No.	現状と課題	改定内容
①	第12条、第13条：決議のためのプロセスを、「学部別各学年総会・専門学校総会」で行う。ここで否決された場合のみ「全学生総会」を開催する、としているが、「全学生総会」のみの開催となっている。現状、すべての「学部別各学年総会・専門学校総会」を開催することは難しい。	「学部別各学年総会・専門学校総会」の開催を止め、 <u>現状通り「全学生総会」のみの開催とする。</u> 以降条を繰り下げる。
②	第17条：総会は、会員（学生）全員の出席を前提とし、3分の2以上の出席で成立する。 「全学生総会」の場合、1,000名程度の出席になり、収容できる会場はない。また、Zoomでの開催としても1,000名程度が出席するのは現実的ではない。 第21条：決議は、出席者の3分の2以上で議決するとしているが、定数を満たすことができない状況である。 第21条、第22条：「学部別各学年総会・専門学校総会」、「全学生総会」としての記述をしている。	「全学生総会」を開催し、決議するが、現状では一部の役員にとどまるため、 <u>全ての学生がウェブでの議決ができるようにする。</u> この時回答しない学生は賛成とすることを明記する。

No.	現状と課題	改定内容
③	<p>第 18 条：総会は、QOL 委員会が運営する。そのうえで、第 19 条：総会は議長団として次の役員を置く。としているが、新学友会会長自身が議長になり、新役員の選出、決算・予算などを行っている現状にあわせる。</p>	<p><u>QOL 委員会</u>が運営し、「議長団」を削除する。</p> <p>QOL 委員会は新役員が決定するまでは旧が行い、新役員決定後は新が行う。</p>
④	<p>第 23 条、第 61 条：最高執行機関を QOL 委員会とし、選挙での信任投票としている。</p> <p>第 7 条、第 14 条：信任された QOL 委員会委員長が学友会会長となり、総会での決議が必要である。</p> <p>QOL 委員会役員を信任投票で決め、さらに総会で決議することにしており、同じことを 2 回行うよう定めている。</p> <p>選挙のプロセスを踏むことが難しい。</p>	<p><u>QOL 委員会役員は、総会で決議することにする。</u></p> <p>これに伴い「選挙」の条項は削除する。</p>
⑤	<p>第 30 条：QOL 委員の会計の職責に、「学友会費を徴収する。」とあるが、大学が代理徴収をしている。</p> <p>また、第 52 条：「郵便局への振り込みとする。」の記述がある。</p>	<p><u>会計の職責から「学友会費を徴収する。」、「郵便局への振り込みとする。」を削除する。</u></p>
⑥	<p>第 30 条：キャンパスプラン担当者は、必要に応じて特別企画委員会を発足させることになっている。しかし、運用が難しいことから行われていない。</p>	<p>規約の意図を組んで、「必要に応じて」を「活動に応じて」と改定し、<u>現在行われているスポーツ大会委員会を年度計画で決めるようにする。</u></p> <p>イ.とロ.を合わせた表記に変え、「会員からの意見を取りまとめ、学長に提出する。」を削除する。</p> <p>また、第 31 条は内容が重複するので削除する。</p>
⑦	<p>QOL 委員会が大学に相談しやすい体制を整える。</p>	<p>第 6 章 <u>QOL 委員会のアドバイザーを学生部長、学生部の教員、学生サービスセンター職員とし、その役割を明記した条項を追加する。</u></p>
⑧	<p>第 47 条：サークル委員会は委員長は選出されているが、体育部長、文化部長、書記、会計が選出されていない。これは役割が明確になっていないので不在でも困</p>	<p>現状のサークル委員会の役割から学友会のサークル担当者の兼務とし、運営する。<u>体育部長、文化部長、書記、会計を廃止する。</u></p>

No.	現状と課題	改定内容
	らないようである。会計に関しては学友会の会計が行っている。	
⑨	第 58 条：「会計監査委員会は各学部、専門学校から選出された 2 名、計 10 名及び学生サービスセンター長をもって構成される。」としているが、学部増設に伴って増えていると思われる。	「 <u>会計監査委員会は各学部、専門学校から選出された 1 名、計 5 名及び学生サービスセンター長をもって構成される。</u> 」と改定する。

(2) クラブ・同好会内規

No.	現状と課題	改定内容
①	内規の体裁が他の規程と異なる。	規程の体裁を他の規程と合わせる。
②	学友会規約では「サークル」と称しているものを「クラブ」とし、表記が異なっている。	学友会規則に合わせて <u>名称を「サークル」に統一、プロセスの整合性を図る。</u>
③	春・秋セメスターが同一で記述されているが、提出書類が異なる。 また、提出書類を明記したうえで提出しなかった場合を明記したい。	項を分けて分かりやすくした。
④	学友会規約のサークル委員会の会計を廃止し、学友会会計が行うことにした。	あわせて改定した。 また、学友会及び各サークルの <u>通帳は学生サービスセンター、「学友会長印」は学生サービスセンター長が管理していることを明記した。</u>
⑤	外部指導者の招聘願の提出が年度始めと記述されているが、1 月末までに提出を求め、大学、法人の会議で決定している。	現状にあわせて <u>1 月末までの提出を明記した。</u>

聖隷クリストファー大学学友会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、聖隷クリストファー大学学友会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、建学の精神に従い、保健医療福祉及び教育・保育の分野における幅広い知識と、看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の深い専門の学芸を探究しつつ、学生生活全般の発展向上に努めると共に、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(運 営)

第3条 本会は、第2条の目的達成のために必要な諸活動を行う。

(所 在)

第4条 本会は、事務局を、浜松市中央区三方原町3453番地、聖隷クリストファー大学内に置く。

第2章 会員

(構 成)

第5条 本会は、聖隷クリストファー大学全学部生および聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校生をもって構成する。

(権利及び義務)

第6条 本会の会員は、次の権利及び義務を有する。

- (1)本会を運営するために必要な委員を選出する権利及び義務
- (2)本会の主催する諸活動に参加する権利及び義務
- (3)本会の規約及び決議に従う義務
- (4)本会の会費を納入する義務
- (5)本会の会計を監査する権利及び義務
- (6)本会各組織の記録文書を閲覧する権利

第3章 会長

第7条 学友会会長は、本会を代表し^{クウォール}QOOL委員会委員長をあてる。

第4章 組織

(機 関)

第8条 本会は、第2条の目的を遂行するため、次の機関を置く。

(1)総会

~~イ. 全学生総会~~

~~ロ．学部別各学年総会~~

~~ハ．専門学校総会~~

(2) ^{クウォール}QOOL委員会

(3)サークル委員会

(4)特別企画委員会

(5)大学祭実行委員会

(組 織)

第9条 本会の組織は次のとおりとする。

学友会組織図→別紙

(学外団体への加入)

第10条 本会の学外団体への加入は、学校の規定に基づき学生サービスセンターにて所定の手続きを行う。

第5章 総会

第11条 総会は、本会の最高決議機関である。

(構 成)

第12条 総会は、~~全学生総会と学部別各学年総会・専門学校総会の三重組織とし、全学生総会は全会員をもって構成される。学部別各学年総会はそれぞれの学部における各学年全員をもって構成され、専門学校総会は1、2学年全員をもって構成される。但し各学部4年次生及び専門学校2年次生については学部別各学年総会及び専門学校学年総会が開催されない場合、資料を公示することで代えることができる。~~

~~第13条 原則として全学生総会は、学部別各学年総会、専門学校総会における決議結果が半分以上の総会で否決された場合にのみ開催される。~~

(任 務)

第~~14~~13条 総会は、次の事項を審議及び決議する。

(1)本会運営の基本方針及び活動方針

(2)予算及び決算

(3)規約改正

(4)^{クウォール}QOOL委員会の組織ならびに役員

(5)その他の重要事項

(招 集)

第~~15~~14条 総会は、学友会会長により招集される。

(1)定例総会 年1回(5月～6月)

(2)臨時総会

イ. 会員の5分の1以上の同意署名による請求があった場合

ロ. ^{クウォール}QOOL委員会が必要と認めた場合

(告 示)

第1615条 学友会会長は、総会の日時、場所、議案、必要事項を総会開催の7日前までに、会員に告示しなければならない。

(定足数)

第1716条 総会は、~~全学生総会の場合全会員の3分の2以上、学部別各学年総会及び専門学校総会の場合各学年全会員の3分の2以上~~をもって成立する（委任状ウェブ投票を含む）。~~但し、委任状の有効数は出席者（委任状を含まない）の3分の1以内とする。総会に出席できない場合は指定の用紙に欠席理由を明確にし、総会前日までに学友会会長に提出することとする。なお、緊急でその理由が認められた場合に限り当日提出も認めることとする。~~

2. 総会に出席できない会員のために事前に資料を提示し、ウェブ上で期日前投票を行う。投票は賛成、反対とし、未回答は賛成とみなす。

(運 営)

第1817条 総会は、^{クワオール}QOL委員会が運営する。

~~（議長団）~~

第19条 ~~総会は、議長団として次の役員を置く。~~

~~議長——1名~~

~~副議長——1名~~

~~書記——2名~~

~~議長団は開会の度毎、1週間前までに会員より選出する。但し、全学生総会の場合書記は^{クワオール}QOL委員会の書記が兼任することができる。~~

~~（議長団運営の任務及び権限）~~

第2018条 総会の役員は、一次の任務及び権限を有する。

- (1)議長^{クワオール}QOL委員会委員長は、議事進行に努めその総括にあたる。
- (2)議長^{クワオール}QOL委員会委員長は、総会の議事進行を円滑にするために、質疑、討論、その他の発言について時間の制限をすることができる。
- (3)議長^{クワオール}QOL委員会委員長は、総会の議事進行上障害のある行為をする者に退場を命ずることができる。
- (4)副議長^{クワオール}QOL委員会副委員長は、議長^{クワオール}QOL委員会委員長の補佐を行い、議長^{クワオール}QOL委員会委員長の不在時その職務を代行する。
- (5) ^{クワオール}QOL委員会書記は議事内容の記録を行う。

(決 議)

第2119条 総会の決議は、~~次のように決することとする。~~出席者の3分の2以上をもって議決する。これにはウェブ投票も含む。

- ~~(1)学部別各学年総会及び専門学校総会において、出席者の3分の2以上をもって議決する。~~
- ~~(2)3分の2以上の学部別各学年総会及び専門学校総会の決議結果が同じであった場合、その決議結果をもって全学生総会の決議とする。~~

~~(3)第21条(2)項以外の場合、全学生総会を開催し、出席者の3分の2以上をもって議決する。~~

(決議事項の確認公示)

第2220条 ~~総会の決議事項の確認は、次のように行うこととする。~~

~~(1)学部別各学年総会議長及び専門学校総会議長は、総会の最後に決議事項確認し、総会終了後ただちに学友会会長に報告する義務を負う。~~

~~(2)全学生総会議長は、総会の最後に決議事項を確認し、学友会会長に報告する義務を負う。~~

~~(3)総会決定事項については、学友会会長は会員に公示しなければならない。~~

第6章 ^{クウォール}QOL委員会

第2321条 ^{クウォール}QOL委員会は、本会の最高執行機関である。

(構成)

第2422条 ^{クウォール}QOL委員会は、各学部及び専門学校から選出された代表者をもって構成される。

第2523条 ^{クウォール}QOL委員会は、委員長1名、副委員長4名、書記2名、会計2名、サークル担当者2名以上、キャンパスプラン担当者各学部2名及び専門学校1名以上、庶務2名、渉外各学部1名及び専門学校1名以上、広報2名以上の~~役員~~を、^{クウォール}QOL委員内の互選により決定する。なお、委員長・副委員長の計5名はそれぞれの学部及び専門学校より1名ずつ選出することとする。

(兼任の禁止)

第2624条 ^{クウォール}QOL委員は、~~他の役員(各サークル部長、大学祭実行委員長など)~~を兼任することはできない。

(任期)

第2725条 ^{クウォール}QOL委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次の委員会の体制が確立するまでは引き継ぎ期間とする。

(任務)

第2826条 ^{クウォール}QOL委員会は、次の任務を行うこととする。

- (1)本会の基本方針、活動方針の作成及び遂行
- (2)予算案の作成及び決算
- (3)第3条に定める諸活動の企画、運営
- (4)本会に属する委員の選出、各機関の活動の統括
- (5)その他、総会の決議に基づき、必要とされる事項の審議

(招集)

第2927条 ^{クウォール}QOL委員会は、委員長により招集される。

- (1) 定例委員会 月1回
- (2) 臨時委員会

- イ. 委員長または副委員長が必要と認めた場合
 - ロ. ^{クウォール}QOL委員の4分の1以上がこれを要求した場合
- (職 責)

第3028条 各^{クウォール}QOL委員の職責は、次のとおりとする。

(1)委員長

本会を代表し、^{クウォール}QOL委員会の執務を統括・運営し、総会、^{クウォール}QOL委員会の招集を行う。

(2)副委員長

委員長を補佐し、委員長不在の場合、その執務を代行する。また、必要時には^{クウォール}QOL委員会の招集を行う。

(3)書 記

^{クウォール}QOL委員会、総会における書記録の作成及び管理を行う。

(4)会 計

総会において承認された予算に基づき、学友会費の管理を行い、~~学友会費を徴収する。~~会計報告書の作成をする。**サークルの予算、決算も含む。**

(5)サークル担当者

サークル委員会を統括・運営し、^{クウォール}QOL委員会との連絡を行う。

(6)キャンパスプラン担当者

~~イ.学友会活動の目的を達成する~~**イ.学友会活動の目的を達成する**~~学生生活をより豊かにするための活動を行う~~
ために、**必要活動**に応じて特別企画委員会を発足させ、その統括・運営を行う。

~~ロ. 学生生活をより豊にするための活動を行うとともに、会員からの意見をとりまとめ、学長に提出する。~~

(7)庶務

会計、書記以外の事務一般を行う。

(8)渉外

本会に関わる対外的な活動を担当する。

(9)広報

学校生活を豊かにする活動の広報活動を行う。

~~(特別企画委員会)~~

~~第31条 学友会活動の目的を達成する為に、キャンパスプラン担当者は必要に応じて~~
~~^{クウォール}QOL委員会の承認を受け特別企画委員会を発足させる。~~

(決 議)

第3229条 ^{クウォール}QOL委員会は、^{クウォール}QOL委員3分の2以上の出席において成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(解 任)

第3330条 ^{クウォール}QOL委員の不信任案は、(1) (2)のいずれかが提案された場合に総会の議を経て解任される事がある。

(1) ^{クウォール}QOL委員会の3分の2以上をもって提案された場合。

(2) 全会員の5分の1以上の署名をもって提案された場合。

(欠員の補充)

第3431条 ^{クウォール}QOL委員が、第33条および第1413条(4)項に基づいて解任された場合、その日から数えて20日以内に補充選出されなければならない。但し、新^{クウォール}QOL委員の任期は、旧^{クウォール}QOL委員の任期の残存期間とする。

(アドバイザー)

第32条 ^{クウォール}QOL委員会にアドバイザーを置き、学生部長、学生部の教員2名と学生サービスセンター職員1名をあてる。

2. アドバイザーは、学友会、^{クウォール}QOL委員会の活動に対して以下の事項について助言及び支援を行う。

(1) 学友会、^{クウォール}QOL委員会の活動全般に対する助言

(2) 学友会、^{クウォール}QOL委員会が企画するイベントや特別委員会に関するアドバイス

(3) 学友会、^{クウォール}QOL委員会が抱える問題や課題に対する相談及び支援

(4) 学友会会計に対する相談及び支援

(5) その他、学友会、^{クウォール}QOL委員会がアドバイザーに求める支援

第7章 サークル及びサークル委員会

第1節 要 項

(目 的)

第3533条 学内団体は、本会会員により結成し、運動、文化、学術、研究、奉仕などの課外活動を通して、学生生活をより豊かにするための組織である。

(新設)

第3634条 サークルの新設は、はじめ同好会として発足し、6ヶ月間活動をした後、希望があれば所定の手続きによりサークルとなることができる。

(結 成)

第3735条 同好会の結成は、学内専任教職員に顧問を依頼し、団体設立願、活動計画書、部員名簿を顧問の承認を得てサークル担当者に提出し、サークル委員会の承認を得て学生サービスセンターに願い出るものとする。

(構 成)

第3836条 サークルは10名以上、同好会は5名以上の本会会員をもって構成され、学内専任教職員を顧問とする。また、他校との交流については、顧問の承認のうえ認められる。

(加入・退部・休部)

第3937条 本会会員のサークル・同好会への加入、退部、休部は、個人の責任のもとに自由とする。加入、退部、休部時には、それぞれ各部長に、加入届、退部届、休

部届を提出する。

(サークルの権利・義務)

第4038条 サークルは、次の権利及び義務を有する。

- (1)各サークルは、互選により部長1名、副部長1名、会計1名を置く。この3役は兼任してはならない。
- (2)各サークルは、本会のあらゆる組織を通じて全会員に活動を示す。
- (3)サークルの活動は部費、援助費および寄付金により運営される。
- (4)各サークルは、本会会計予算から支給されるサークル援助費を受ける権利を有し、QOL委員会に決算報告を行う義務を有する。
- (5)各サークルは、年度はじめにサークル員名簿、会計予算案、決算報告、活動報告、活動計画を指定の用紙に記入し、顧問の承認を得てサークル担当者に提出する。サークル担当者はサークル員名簿及び活動計画書をまとめて学生サービスセンターに提出する。
- (6)各サークルの役職者の交代は、顧問の承認を得てサークル担当者に届け出なければならない。サークル担当者はこれを学生サービスセンターに届け出る。
- (7)各サークルは、独自の規約及び組織をもって活動することが出来るが、本会の規約、決定には従わなければならない。

(同好会の権利・義務)

第4139条 同好会の権利及び義務は、第4038条に定めるサークルの権利及び義務に準拠する。また、サークル委員会の承認のうえ、同好会援助費を受けることができる。

(活動の停止)

第4240条 サークル委員会の決議に従わない場合、そのサークル、同好会は活動停止となる。なお活動停止の期間は4ヶ月以内とする。

(解散)

第4341条 サークルの解散は、顧問と相談の上サークル担当者に届け出、サークル委員会の承認を得て、学生サービスセンターに届け出るものとする。解散と同時に本会会計より受けた援助費は返還する。

(休部、復興、廃部)

第4442条 サークル、同好会の部員が第3836条で規定された人数を下まわった場合、サークル委員会の判断で1年間までは休部となる。その間に復興されない場合は自動的に廃部となる。廃部と同時に本会会計より受けた援助費は返還する。なお、休部となったサークル、同好会の復興の手続きは第3735条に準ずる。

(サークルの学外団体への加入)

第4543条 サークルの学外団体への加入は、顧問の承認を得、サークル担当者に届け出ると同時に学生サービスセンターにて所定の手続きを行う。

第2節 サークル委員会

(構成)

第4644条 サークル委員会はサークルに関する審議機関であり、各サークル部長及び学友会サークル担当者をもって構成される。

第4745条 サークル委員会委員長は、学友会サークル担当者であつて、互選により体育部長、文化部長、書記、会計各1名を置く。

(目的)

第4846条 サークル委員会は、各サークル・同好会間の連絡を密にし、サークル・同好会活動の活発化を図ることを目的とする。

(任務)

第4947条 サークル委員会は、次の任務を行うこととする。

(1)各サークル・同好会の予算請求をQOL委員会に提出し、学生総会で承認された予算内で円滑に活動する。

(2)各サークル・同好会の結成、休部、活動停止についての審議。

(3)同好会がサークルになること、及びサークルが同好会になることの審議。

(決議)

第5048条 サークル委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって、議決する。

(開催)

第5149条 サークル委員会は、次の場合に開催される。

(1)前期、後期各1回定例会を開き、各サークルの活動状況その他を報告する。

(2)サークル担当者が必要と認めた場合。

第8章 会計

(会費)

第5250条 本会の会費は年会費5,000円とし、修学年数分を入学時一括払いと七、郵便局への振込とする。

(収入)

第5351条 本会は、会費、寄付金、その他をもって収入とする。

(1)既納の会費は、会員でなくなったときも返還はしない。

(2)会費の増額又は減額については、総会の承認を必要とする。

(3)本会の運営において、万一予算上の支障が出た場合、総会の承認を得て会費の臨時徴収を行う。

(予算)

第5452条 新年度における予算の原案は、QOL委員会において作成し、総会に提出して承認を得る。

(会計年度)

第5553条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計報告)

第5654条 ^{クウォール}QOL委員会は、定例総会において会計報告をしなければならない。

(会計監査)

第5755条 決算に際し、^{クウォール}QOL委員会会計は、会計監査を受けなければならない。

第9章 会計監査委員会

(構成)

第5856条 会計監査委員会は各学部、専門学校から選出された21名、計105名及び学生サービスセンター長をもって構成される。

(選出)

第5957条 会計監査委員は学友会会員の中から選出し、他の役員(^{クウォール}QOL委員や選挙管理委員など)と兼任してはならない。

(任務)

第6058条 会計監査会は、次の任務を行うこととする。

- (1) 会計の決算に際し、決算報告書の監査を行い、定例総会において監査結果を報告する。
- (2) 会員の10分の1以上の署名をもって請求のあった場合に臨時監査を行う。

第10章 選挙

第1節 要項

~~第61条 この選挙は、^{クウォール}QOL委員会役員^のの信任投票を行う。~~

~~第62条 選挙権、被選挙権は、入会と同時に与えられる。~~

~~第63条 選挙権は、1人1票とする。~~

~~第64条 選挙は、選挙管理委員会の管理のもとに行われる。~~

~~第65条 選挙は、有権者の2分の1以上の有効投票により成立する。~~

~~第66条 有効投票の3分の2以上をもって信任されたものとする。~~

第2節 選挙管理委員会

~~第67条 選挙管理委員会は、各学部及び専門学校から選出された2名、計10名の委員により構成される。選挙管理委員会は委員の互選により選挙管理委員長1名を決定する。~~

~~第68条 選挙管理委員会は、次の場合に開催される。~~

- ~~(1) 選挙管理委員長が必要と認めた場合~~
- ~~(2) 選挙管理委員の過半数が必要と認めた場合~~

~~第69条 選挙管理委員の任期はその選挙管理委員を選出した^{クウォール}QOL委員の任期に準ずる。~~

~~第70条 選挙管理委員長及び委員は被選挙権、推薦権を有しない。~~

第3節 ~~選挙方法~~

~~第71条 選挙は、投票日を決定し、その1週間前までに詳細（時間・場所）を会員に公示しなければならない。~~

~~第72条 選挙は、無記名投票により行われる。~~

~~第73条 次の投票は、無効となる。~~

~~(1) 所定の以外の投票用紙を用いたもの~~

~~(2) 選挙管理委員会の指示に反したもの~~

~~第74条 開票結果は速やかに公開するものとする。~~

第110章 規約の改正

第759条 この規約の改正は総会の決議を受けて学長の承認を得る。

附則 この規約は2002年4月1日から施行する

附則 2004年4月1日一部改定（目的）

附則 2016年4月1日一部改定（専門学校開設に伴う改定、名称変更）

附則 2022年4月1日一部改定（広報役員新設）

附則 2023年4月1日一部改定（国際教育学部開設に伴う改定）

附則 2024年1月1日一部改定（浜松市区画整理による区名称変更に伴う改定）

附則 2025年6月25日（総会日）一部改定（組織、総会、QOL委員会、選挙）

聖隷クリストファー大学・聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校—~~クラブサークル~~・同好会内規— (改定案)

~~〈活動計画書、活動報告書、部員名簿について〉~~

(活動計画書、活動報告書、部員名簿)

第1条

(内容の承認を得られたら、以降条項の整理をする。)

~~第一項：春、秋~~セメスター~~毎に、各セメスター~~の部員名簿(4月末~~10月末~~の時点での)と当該年度の活動計画書及び前年度活動報告書を4月末~~10月末~~までに~~クラブサークル~~委員長に提出する。

2. 秋セメスターの部員名簿(10月末時点)と秋セメスターの活動計画書を10月末までにサークル委員長に提出する。

3. サークル委員長に提出しない場合、サークル援助費の支給は認められない。~~すでに振り込まれている場合は、返還する。~~

〈会計について〉

第一項：~~クラブサークル~~委員会の際に、各~~クラブサークル~~は定期報告をする義務を負う。

第二項：~~クラブサークル~~委員会の決算は、秋セメスターの定期試験終了までに学友会会計役員へ報告をが行い、その後3月31日までの間に変更や追加があった場合、4月1日～4月20日の間に~~二次報告~~を行う。

第三項：~~クラブサークル~~援助費は後援会との懇談からの振り込み後14日以内に振り込むこととする。~~(振り込みはクラブ学友会会計が行う)。~~

第四項：各~~クラブサークル~~の通帳は全て「聖隷クリストファー大学学友会各サークル 会計役員個人氏名」とし、印鑑は「聖友会」を用いる。

2. 通帳は学生サービスセンター担当者、印鑑は学生サービスセンター長が管理する。

第五項：サークル委員長及び学友会会計は、予算編成時に~~春セメスター~~での~~サークル委員会~~でその年度の活動費の予算の目安を~~クラブサークル~~役員会計に提出確認する。~~(2006年度より執行)~~

第六項：~~クラブサークル~~援助費の~~土乗せ増額~~を~~要求希望~~する場合、~~サークル委員長~~に理由を添えて申請書(任意)を提出する。その後学友会で検討~~判断~~される。

第七項：年間のサークル援助費は通常、サークル3万円、同好会2万円を基本とする。

〈指導料について〉

第一項：~~何かしらの~~成果を上げているサークル、または同好会に支払われる。

2. 成果とは、~~条件として、最低~~年一回の公開(施設などへの訪問も含む)、学内活動(クリスマス、~~学校祭~~)の参加。~~これらを満たすこと~~を最低条件とする。

〈~~クラブ~~サークル援助費の使い方〉

- 第一項：個人目的での使用は認めない。~~個人目的かどうかは定期報告を経て~~^{クウォール}QOL委員会会計~~役員~~の判断に委ねられる。もし個人目的と判断された場合は、自己負担とする。
- 第二項：領収書には「品代」ではなく、「品名」を詳細に記載する。
- 第三項：領収書はしっかり保管する。領収書のない場合サークル援助費から支給されないものとする。
- 第四項：学友会からの~~クラブ~~サークル援助費以外の金銭管理は、別の通帳を作って各サークルで責任を持って管理する。
- 第五項：高額なものを~~クラブ~~サークル援助費で購入した場合は~~クラブ~~サークル担当に申し出て、指定の備品シールを貼る。
- 第六項：歓送迎会やうちあげ等~~クラブ~~サークルメンバー同士の飲食代は~~クラブ~~サークル援助費で使用してはならない（他大学との合同うちあげ等は「~~クラブ~~サークルの活動」としては認めない）。

〈施設の使用について〉

- 第一項：運動部と音楽系サークル、及び学友会室~~1→3→4~~を使用するサークルについては、それぞれ~~クラブ~~サークル委員会にて調整し、~~半期~~セメスター毎に決定する。
- ただし、音楽系サークルにおいて、4号館4階音楽室以外を使用するサークルについては直接学生サービスセンターに「施設使用願」を提出する。
- 第二項：テニスコート、フットサル場、~~学生~~談話室を使用するサークルについては、~~クラブ~~サークル委員会の際に話し合いで決め、~~クラブ~~サークル役員委員長に報告する。

〈掲示板の使い方〉

- 第一項：~~（クラブ用の掲示板を除いた場所における）~~学友会指定の押印がされていない掲示物は原則として認められない。掲示して欲しいものについては^{クウォール}QOL委員に依頼する。
- ~~第二項：ただし、クラブの掲示板（1号館地下、5号館1階）については押印せずに掲示出来る。~~
- ~~第二~~三項：学生ホールの掲示板は、~~クラブ~~サークルの掲示を原則として認めない。

〈外部指導者の招聘願（講師の先生を呼ぶとき）〉

- 第一項：~~年度始めに、~~外部指導者を希望するサークルは、顧問に相談のうえ、1月末までに各自「招聘願」を学生サービスセンターに提出する。
- 第二項：外部指導者の継続を希望する場合も~~年度始め~~毎1月末までに各自提出する。

〈合宿等の許可願〉

- 第一項：合宿時の事故等に備えて、合宿を行う場合は学生サービスセンターに届け出るものとする。

〈他大学との合同サークルについて〉

第一項：学友会指定の~~クラブサークル~~として認めない。

〈~~クラブサークル~~名と部長の変更について〉

第一項：~~クラブサークル~~名の変更や部長の交代を行う場合、必ず学生サービスセンター及び学友会~~クラブサークル~~委員長に申請をする。

〈連絡先の変更について〉

第一項：~~電話番号・メールアドレス等連絡先を変更した場合は、直ちに学生サービスセンター及び学友会クラブ委員長に申し出る。各サークルへの連絡は、学校 Gmail を使用する。~~

〈~~クラブサークル~~・同好会に認定について〉

第一項：同好会から~~クラブサークル~~として認定される為には、学友会規約第7章第3634条及び第3836章を満たした上で定例或いは臨時の~~クラブサークル~~委員会に申請することにより認定される。

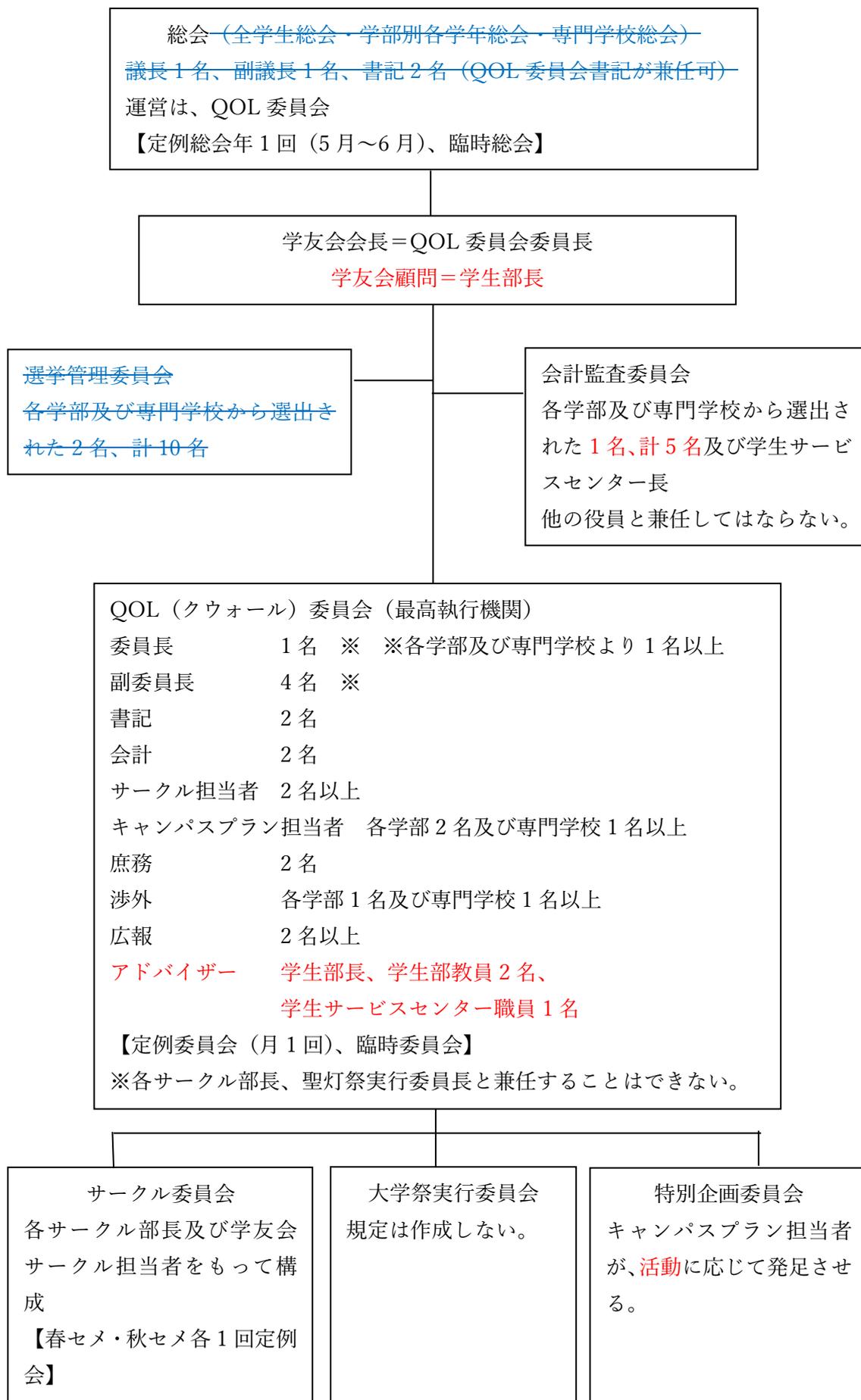
第二項：学友会規約第7章第3836条（構成人数について）に基づいた理由等により、~~クラブサークル~~が同好会となる場合については、~~クラブサークル~~委員会にて協議し、決定する。

*その他、当大学及び学友会の規則に準拠する。

附則 この~~クラブサークル~~内規は、2005年7月1日より施行される。

附則 2005年6月23日一部改訂

附則 2025年6月25日（総会日）一部改訂（会計、掲示板、外部指導者の招聘、連絡先）



QOL 委員会

役名	人数	氏名
委員長	1名	〇〇〇〇 ※委員長と副委員長は各学部から1名ずつ
副委員長	4名	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
書記	2名	〇〇〇〇、〇〇〇〇
会計	2名	〇〇〇〇、〇〇〇〇
サークル担当者	2名以上	〇〇〇〇、〇〇〇〇
キャンパスプラン 担当者	9名以上	看護学部、看護学部、社会福祉学部、社会福祉学部、 リハビリテーション学部、リハビリテーション学部、 国際教育学部、国際教育学部、専門学校
庶務	2名	〇〇〇〇、〇〇〇〇
渉外	5名以上	看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部、 国際教育学部、専門学校
広報	2名以上	〇〇〇〇、〇〇〇〇
アドバイザー	4名	学生部長、学生部の教員2名、学生サービスセンタ ー職員1名

選挙管理委員会

役名	人数	氏名
委員長	1名	委員の互選により委員長1名を決定する。
委員	9名	看護学部、看護学部、社会福祉学部、社会福祉学部、 リハビリテーション学部、リハビリテーション学部、 国際教育学部、国際教育学部、専門学校、専門学校

会計監査委員会：

役名	人数	氏名
委員	6名	看護学部、看護学部、社会福祉学部、社会福祉学部、 リハビリテーション学部、リハビリテーション学部、 国際教育学部、国際教育学部、専門学校、専門学校 学生サービスセンター長

サークル委員会：

役名	人数	氏名
委員長	1名	学友会サークル担当者
体育部長	1名	
文化部長	1名	
書記	1名	
会計	1名	

(1) 2025年度学友会(QOL委員会)役員について

2025年度学友会(QOL委員会)役員候補者名簿

※○は長

役職	学籍番号	氏名	所属
委員長(会長)<1名>	24EC05	○内山舜太	国際教育学部
副委員長(副会長)	24EC35	○不知聖	国際教育学部
＜会長の所属学部を除く 各学部・学校1名＞	24N033	加藤彩音	看護学部
	24RP01	天野琉衣彩	リハビリテーション学部
	24SW03	伊藤海	社会福祉学部
	24CC02	江原旬翔	専門学校
書記 ＜2名＞	24RP40	松林あや	リハビリテーション学部
	24RP42	山下優希	リハビリテーション学部
会計 ＜2名＞	24SW07	○大峡阜芽	社会福祉学部
	24RP43	渡辺涼雅	リハビリテーション学部
サークル担当 ＜2名以上＞	24EC39	○望月穂乃香	国際教育学部
	24RS03	生駒祐介	リハビリテーション学部
キャンパスプラン担当 ＜各学部2名、学校 1名以上＞	25N023	内山真緒	看護学部
	25N077	杉山結菜	看護学部
	24RP05	色山舞華	リハビリテーション学部
	24RP06	上野広夢	リハビリテーション学部
	24EC14	桑原優杏	国際教育学部
	24EC18	坂本景都	国際教育学部
	24SW22	白坂れな	社会福祉学部
	24SW24	末永迅	社会福祉学部
	24CC07	トラン・チュラ・フウ	専門学校
渉外 ＜各学部・学校1名＞	24N033	加藤彩音	看護学部
	24RP10	尾高颯太	リハビリテーション学部
	24EC19	櫻庭寿乃	国際教育学部
	24SW26	鈴木杏李	社会福祉学部
	25CC01	新井友月	専門学校
広報 ＜2名＞	24SW39	○永田圭央	社会福祉学部
	24RS04	岩橋拓未	リハビリテーション学部
選挙管理委員会 ＜各学部・学校2名＞	24N023	内山真緒	看護学部
	25N077	杉山結菜	看護学部
	24RP12	小野田心南	リハビリテーション学部

	24RP16	河合春摩	リハビリテーション学部
	24EC23	鈴木晶	国際教育学部
	24EC28	セルマー・シャノン	国際教育学部
	24SW29	鈴木陸斗	社会福祉学部
	24SW30	田口光太郎	社会福祉学部
	25CC09	佐倉恒輝	専門学校
	25CC26	三富結	専門学校
会計監査委員会 <各学部・学校 2 名>	24N033	加藤彩音	看護学部
	25N023	内山真緒	看護学部
	24RP33	府川權里	リハビリテーション学部
	24RP35	藤牧春花	リハビリテーション学部
	24EC31	谷本萌海	国際教育学部
	24EC34	原川陽菜	国際教育学部
	24SW48	藤森大輝	社会福祉学部
	25SW04	漆畑綾華	社会福祉学部
	25CC33	渡邊彩恵	専門学校
	24CC02	江原旬翔	専門学校
庶務 <2 名>	24RS09	佐藤悠	リハビリテーション学部
	24RO02	稲葉磨里奈	リハビリテーション学部
	24RO05	榎本千紗	リハビリテーション学部
	24RO21	滝川由衣	リハビリテーション学部
	24RO30	藤田遼真	リハビリテーション学部
	24EC38	道下桜	国際教育学部
	25RP20	桜井咲綺	リハビリテーション学部
	25RP40	名倉ゆい奈	リハビリテーション学部
	25RS04	尾高智昭	リハビリテーション学部
	25RS05	糟谷真衣	リハビリテーション学部
	25RS17	鈴木渚未	リハビリテーション学部
	25RO17	内藤史陽	リハビリテーション学部
	25RO25	松本ヒカル	リハビリテーション学部
	25RO26	密岡拓二	リハビリテーション学部
	25EC02	石神優美	国際教育学部
	25EC05	井戸彩乃	国際教育学部
	25EC11	木野翔也	国際教育学部
	25EC26	野口将之介	国際教育学部

	25EC29	日内地諒汰	国際教育学部
	25EC30	堀内優真	国際教育学部
	25SW09	河合咲哉	社会福祉学部
	25SW12	小林香凛	社会福祉学部
	25SW21	西岡愛華	社会福祉学部
	25SW23	平野晃暉	社会福祉学部
	25SW33	山本類	社会福祉学部

2025年度聖灯祭実行委員会について

部署	役職	学籍番号	名前	所属
企画班	実行委員長	24RP37	松井奏翔	リハビリテーション学部
	副実行委員長	24RP17	河合琉駆	リハビリテーション学部
	企画長	24RP19	北島杏美	リハビリテーション学部
	会計	24RP30	坪井萌楓	リハビリテーション学部
	会計	24RP14	片山美咲	リハビリテーション学部
		24RP10	尾高颯太	リハビリテーション学部
		24RP20	定野みえ	リハビリテーション学部
		24RP24	末木陽	リハビリテーション学部
		24RP22	佐藤香夏子	リハビリテーション学部
		24RP28	高橋温喜	リハビリテーション学部
		24RP29	丹治南月	リハビリテーション学部
	24RP39	松下遥音	リハビリテーション学部	
後夜祭班・健康祭班 (N)	副実行委員長	24N070	志賀和湖	看護学部
	後夜祭長	24N041	河西咲季	看護学部
	健康祭長 (N)	24N071	島田純那	看護学部
		24N033	加藤彩音	看護学部
		24N040	川嶋柚衣	看護学部
		24N078	鈴木明莉	看護学部
		24N087	鈴木悠愛	看護学部
		24N103	中村心音	看護学部
	24N117	羽野夏輝	看護学部	
健康祭班 (PT)	健康祭長 (PT)	24RP34	藤田大翔	リハビリテーション学部
		24RP08	岡田侑那	リハビリテーション学部
		24RP15	加茂鈴佳	リハビリテーション学部
		24RP03	井嶋春翔	リハビリテーション学部
		24RP13	恩田愛生	リハビリテーション学部
		24RP21	佐藤海	リハビリテーション学部
		24RP32	袴田涼香	リハビリテーション学部
健康祭 (OT)	健康祭長 (OT)	24RO35	松浦未羽	リハビリテーション学部
健康祭 (ST)	健康祭長 (ST)	24RS13	傳野未結	リハビリテーション学部
		24RS01	相原瑛莉星	リハビリテーション学部
		24RS07	郷田優菜	リハビリテーション学部
		24RS14	西尾柚希	リハビリテーション学部
		24RS18	藤下奈央	リハビリテーション学部
		24RS21	山本奈央	リハビリテーション学部
福祉祭 (EC)	福祉祭長 (EC)	24EC24	鈴木瑛智	国際教育学部
		24EC02	渥美咲歩	国際教育学部
		24EC03	飯島優	国際教育学部
		24EC08	岡崎沙也加	国際教育学部
		24EC09	岡田梨里	国際教育学部
		24EC10	奥田彩加	国際教育学部
		24EC11	小田ももこ	国際教育学部
		24EC13	黒柳結愛	国際教育学部
		24EC21	澤田晟和	国際教育学部
		24EC27	鈴木真奈	国際教育学部
		24EC29	高塚侑之介	国際教育学部
		24EC41	山口優那	国際教育学部
		24EC42	吉川心	国際教育学部
	24EC43	和田有未	国際教育学部	

部署	役職	学籍番号	名前	所属
福祉祭 (SW)	福祉祭長 (SW)	25SW	7月までに決める	社会福祉学部
装飾班 (健康祭OT)	装飾長	24RO34	松浦圭汰	リハビリテーション学部
		24RO02	稲葉磨里奈	リハビリテーション学部
		24RO20	高橋凜奈	リハビリテーション学部
		24RO39	村松優芽	リハビリテーション学部
講演会	講演会会長	24EC06	榎本健介	国際教育学部
	講演会副会長	24EC01	青島晴陽	国際教育学部
	お弁当リーダー	24EC04	今井羽澄	国際教育学部
	お弁当副リーダー	24EC33	西村柚希	国際教育学部
	芸能リーダー	24EC15	グェンタンチュク	国際教育学部
	芸能副リーダー	24EC20	佐藤叶愛	国際教育学部
	駐車場・トランシーバーリーダー	24EC22	柴田理子	国際教育学部
	駐車場・トランシーバー副リーダー	24EC26	鈴木菜々子	国際教育学部
広報班 (健康祭OT)	広報長	24RO29	平岡優和	リハビリテーション学部
		24RO29	大場考哉	リハビリテーション学部
ボランティア班	ボランティア長	24EC16	小山玲亜	国際教育学部
		24EC07	大浦花	国際教育学部
		24EC12	川上万琴	国際教育学部
		24EC17	齋藤涼乃	国際教育学部
		24EC25	鈴木心彩	国際教育学部
		24EC30	高柳美結	国際教育学部
		24EC32	田原杏珠	国際教育学部
		24EC36	古川莉央	国際教育学部
		24EC37	馬淵莉捺	国際教育学部
		24EC40	柳井茉凜	国際教育学部
庶務班	庶務長	24N107	夏目優杏	看護学部
		24N105	中山莉加	看護学部
		24N133	堀尾愛良	看護学部
		24N135	前嶋菜摘	看護学部
		24N138	牧野真愛	看護学部
		24N157	山下叶海	看護学部
		24N160	山本琴音	看護学部
模擬店班	模擬店長	24RS05	上坂颯駿	リハビリテーション学部
	副リーダー	24RS11	鈴木日奈	リハビリテーション学部
		24RS08	櫻井暁弥	リハビリテーション学部
		24RS10	嶋野未夢	リハビリテーション学部
		24RS12	谷川奈那	リハビリテーション学部
		24RS15	西村京花	リハビリテーション学部
		24RS16	袴田歩花	リハビリテーション学部
		24RS17	平野美空	リハビリテーション学部
		24SW01	阿部柚月	社会福祉学部
		24SW12	オチョアカティア	社会福祉学部
		24SW14	河合なのは	社会福祉学部
		24SW21	清水茉優	社会福祉学部
		24SW36	中村真琴	社会福祉学部
		24SW45	藤田真歩	社会福祉学部
		24SW51	水野里風	社会福祉学部

◎役割は今後決める

学籍番号	名前	所属
25N008	五十嵐晴菜	看護学部
25N010	井口遥菜	看護学部
25N026	太田双葉	看護学部
25N042	加納芭奈	看護学部
25N046	北野愛侑	看護学部
25N047	木村妃茉莉	看護学部
25N048	久保田快都	看護学部
25N053	越塚彩稀	看護学部
25N054	小谷凛	看護学部
25N064	佐藤凛	看護学部
25N069	清水響寧	看護学部
25N096	高林里恩	看護学部
25N106	戸松真彩	看護学部
25N112	中村悠那	看護学部
25N117	沼沢初果	看護学部
25N126	平井葉稀	看護学部
25N127	平尾乃愛	看護学部
25N132	藤山瑠美奈	看護学部
25N137	松井優祁	看護学部
25N144	水野楓菜	看護学部
25N157	山本あいか	看護学部
25N159	吉岡綾音	看護学部
25N164	渡部凜巴	看護学部
25RP22	佐野美乃里	リハビリテーション学部
25RP28	杉山結菜	リハビリテーション学部
25RP32	高田侑奈	リハビリテーション学部
25RP33	高橋飛鳥	リハビリテーション学部
25RP35	田中香楓	リハビリテーション学部
25RP41	野村悠莉	リハビリテーション学部
25RP45	松井梨乃	リハビリテーション学部
25RP46	松本故春	リハビリテーション学部
25RP47	廻久実子	リハビリテーション学部
25RP48	若林大和	リハビリテーション学部
25RO01	東千陽	リハビリテーション学部
25RO06	勝田結	リハビリテーション学部
25RO07	北村磨宏	リハビリテーション学部
25RO19	西村光翼	リハビリテーション学部
25RO21	原田莉子	リハビリテーション学部
25RO24	松井里緒奈	リハビリテーション学部
25RO25	松本ヒカル	リハビリテーション学部
25RS01	石田瑠美	リハビリテーション学部
25RS02	江上美夏	リハビリテーション学部

学籍番号	名前	所属
25RS03	押領司拓	リハビリテーション学部
25RS06	河合紘佑	リハビリテーション学部
25RS10	清川彩葉	リハビリテーション学部
25RS11	熊谷芽衣	リハビリテーション学部
25RS13	越川孔貴	リハビリテーション学部
25RS14	榊原理歩	リハビリテーション学部
25RS15	沢田芽衣	リハビリテーション学部
25RS16	島田瑠磨	リハビリテーション学部
25RS19	鈴木佑理	リハビリテーション学部
25RS20	田端心羽	リハビリテーション学部
25RS22	平岡立帆	リハビリテーション学部
25RS24	榊田朱里	リハビリテーション学部
25EC01	秋山倫寛	国際教育学部
25EC03	伊藤愛真	国際教育学部
25EC04	伊藤嶺弥	国際教育学部
25EC06	今田優生	国際教育学部
25EC07	榎本圭佑	国際教育学部
25EC08	小野愛莉	国際教育学部
25EC09	小野達矢	国際教育学部
25EC10	海田わかば	国際教育学部
25EC12	幸田怜実	国際教育学部
25EC13	斉藤もえ	国際教育学部
25EC14	柴田充望	国際教育学部
25EC15	清水泰成	国際教育学部
25EC16	新貝彩夏	国際教育学部
25EC17	杉山心渚	国際教育学部
25EC18	鈴木明日香	国際教育学部
25EC19	鈴木あづ	国際教育学部
25EC20	鈴木夢那	国際教育学部
25EC21	高林莉央	国際教育学部
25EC22	高村和花	国際教育学部
25EC23	田中かおり	国際教育学部
25EC24	仲田ひめの	国際教育学部
25EC25	成瀬遥奈	国際教育学部
25EC27	野澤瞭汰	国際教育学部
25EC28	樋口怜士	国際教育学部
25EC31	前原一愛	国際教育学部
25EC32	宮地一汰	国際教育学部
25EC33	宮地冠汰	国際教育学部
25EC34	榊田帆那	国際教育学部
25EC35	渡瀬桃子	国際教育学部

(3) 2024 年度決算及び 2025 年度予算について

①2024 年度 学友会 決算書(案)

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

収入の部

	項目	金額	予算額	実績額	差異額	備考
学友会費収入	看護学部	20,000	3,300,000	3,280,000	-20,000	164 名
	社会福祉学部	20,000	1,100,000	1,100,000	0	55 名
	リハビリテーション学部	20,000	2,120,000	2,100,000	-20,000	105 名
	国際教育学部	20,000	860,000	840,000	-20,000	42 名
	助産学専攻科	5,000	85,000	85,000	0	17 名
	介護福祉専門学校	10,000	120,000	110,000	-10,000	11 名
	社会福祉学部3年次編入	10,000	20,000	10,000	-10,000	1 名
	社会福祉学部再入学	10,000	10,000	10,000	0	1 名
	(学友会費合計)			7,615,000	7,535,000	-80,000
援助費	後援会援助費	1,800,000	1,800,000	1,800,000	0	
雑収入				5,943	5,943	※
繰越金	前年度繰越		7,625,230	7,625,230	0	
収入合計			17,040,230	16,966,173	-74,057	

※雑収入内訳・・・学友会通帳①利息:3,757 円、学友会通帳②利息:493 円、
 聖灯祭通帳利息:406 円、各サークル通帳利息:1,287 円

支出の部

	項目	予算額	実績額	差異額	備考
サークル	サークル援助費	4,225,000	3,715,285	-509,715	
行事等	T シャツ代	43,010	47,105	4,095	46,060+1,045 (振込手数料)
	広報(印刷代)	30,000	1,650	-28,350	
	新入生歓迎会	0	33,702	33,702	
	スポーツ大会	400,000	186,203	-213,797	
	大学祭(聖灯祭)	4,300,000	4,111,755	-188,245	
	大学祭(学友会企画)	100,000	79,828	-20,172	
	クリスマス祝会	600,000	476,811	-123,189	
	卒業記念品(春+秋)	1,172,160	1,170,532	-1,628	@3,168*396 名 +1,540(手数料)
	進就職パーティ分担費	2,000,000	0	-2,000,000	開催なし
施設設備費	電気代	150,000	71,049	-78,951	和室畳替え
予備費		400,000	0	-400,000	
繰越金	次年度繰越金	3,620,060	7,072,253	3,452,193	
支出合計		17,040,230	16,966,173	-74,057	

②2024 年度 サークル援助費 決算書(案)

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

	サークル名	属性	予算	実績	残高	利息
1	ゆりかもめ	サークル	10,000	9,240	760	6
2	PANPA	サークル	40,000	15,412	24,588	14
3	パラだに	サークル	950,000	906,158	43,842	183
4	バスケットサークル	サークル	20,000	19,943	57	3
5	Su・miling	サークル	30,000	27,722	2,278	6
6	ハッピーセット	サークル	30,000	30,000	0	9
7	硬式野球部	サークル	1,000,000	1,000,000	0	371
8	フットサル	サークル	30,000	0	30,000	13
9	演劇サークル劇団泥舟	サークル	30,000	24,620	5,380	14
10	Merry puppy	サークル	25,000	25,000	0	3
11	ハンドベルリンガーズ	サークル	200,000	0	200,000	254
12	軽音サークル	サークル	200,000	200,000	0	38
13	ブラスバンドサークル	サークル	700,000	698,481	1,519	122
14	茶道部	サークル	30,000	30,000	0	5
15	2ぴいす	サークル	30,000	27,656	2,344	2
16	Palpation	サークル	30,000	5,734	24,266	14
17	くっぴいー	サークル	30,000	0	30,000	15
18	アスリハ塾	サークル	30,000	4,436	25,564	13
19	こねくと	サークル	10,000	9,888	112	5
20	郷土料理研究会	サークル	40,000	0	40,000	21
21	献血推進サークル	サークル	20,000	19,995	5	8
22	マナの会	サークル	20,000	0	20,000	10
23	よさこい鰻陀羅	サークル	650,000	650,000	0	111
24	ISS	サークル	30,000	0	30,000	15
25	カードゲーム	サークル	20,000	4,000	16,000	9
26	GOAT	サークル	20,000	0	20,000	9
27	Tiam	サークル	10,000	0	10,000	3
28	剣道サークル	サークル	10,000	7,000	3,000	2
29	聖隷授業研究会	サークル	20,000	0	20,000	9
合計			4,265,000	3,715,285	549,715	1,287

※「ハッピーセット」と「演劇サークル劇団泥舟」は、当初予算 10,000 円だったが、追加申請が QOL 委員会にて承認され、各 30,000 円となった(学友会予備費より支出)。

③2024 年度 聖灯祭 決算書(案)

部署	項目	収入	支出	備考
委員長	運営費	4,300,000		
	保険料		5,340	手数料 385 円含む
企画	ステージ		490,050	手数料 550 円含む
	音響		539,440	手数料 550 円含む
	弁当代		2,400	
	雑費		6,038	
庶務	Tシャツ代		122,280	130,880 円－教員購入 8,600 円
模擬店	ダスキンレンタル		462,330	手数料 550 円含む
	机		32,780	
	ガス		33,600	
	検便		23,800	手数料 385 円含む
	テント		311,465	手数料 935 円含む
	出店補助費		88,000	4,000 円×22 団体
	雑費		6,203	
後夜祭	景品代		218,323	
講演会	クラフトワーク		1,100,880	
	弁当代		84,725	
	トランシーバー		16,500	
	備品		19,032	
	雑費		39,938	
装飾	バルーン代		146,520	手数料 550 円含む
	雑費		993	
広報	ポスター・チラシ		341,740	
健康祭	看護		3,314	
	福祉祭		4,080	
	PT		3,774	
	ST		7,134	
	Educa		1,076	
合計		4,300,000	4,111,755	
総残高			188,245	利息 406 円

2025 年 3 月 31 日

聖灯祭実行委員 委員長 紅林 和希
 会計 渡辺 晴日

④2025 年度 学友会 予算書(案)

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

収入の部

	項目	金額	予算額	備考
学友会費収入	看護学部	20,000	3,280,000	164 名
	社会福祉学部	20,000	700,000	35 名
	リハビリテーション学部	20,000	2,120,000	106 名
	国際教育学部	20,000	700,000	35 名
	助産学専攻科	5,000	85,000	17 名
	介護福祉専門学校	10,000	330,000	33 名
	社会福祉学部3年次編入	10,000	10,000	1 名
	(学友会費合計)		7,225,000	
援助費	後援会援助費		1,000,000	昨年度 1,800,000 円から減額
繰越金	前年度繰越		7,072,253	
収入合計			15,297,253	

支出の部

	項目	金額	予算額	備考
サークル	サークル援助費		780,000 (5,037,000)	()は各サークルの希望額
行事等	Tシャツ代		50,000	
	広報(印刷代)		30,000	
	新入生歓迎会		40,000	
	スポーツ大会		400,000	
	学祭(聖灯祭)		4,500,000	
	学祭(学友会企画)		100,000	
	クリスマス祝会		600,000	
	卒業記念品(春+秋)	3,080	1,118,810	363 名分+770 円(送料)
施設設備費	修理費等		150,000	
予備費			400,000	
繰越金	次年度繰越金		7,128,443 (2,871,443)	
支出合計			15,297,253	

⑤2025 年度 サークル援助費 予算書(案)

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

※「今年度予算」の()内金額は、サークルが希望している予算額。

年間の援助費は通常、サークル(部員数 10 名以上)3 万円、同好会(5 名以上)2 万円が基本。サークル・同好会が増額を希望する場合は、サークル委員長に理由を添えて申請書(任意)の提出が必要。その後、学友会で増額の可否について検討される。

	サークル・同好会名	属性	前年度予算	今年度予算(※)	備考	部員数
1	ゆりかもめ	サークル	10,000	30,000		22
2	PANPA	サークル	40,000	30,000 (40,000)		19
3	パラだに	サークル	950,000	30,000 (950,000)		14
4	バスケットサークル	サークル	20,000	30,000		18
5	Su・miling	サークル	30,000	30,000		38
6	ハッピーセット	サークル	30,000	30,000		29
7	硬式野球部	サークル	1,000,000	30,000 (1,000,000)		18
8	フットサル	サークル	30,000	30,000		51
9	演劇サークル劇団泥舟	同好会	30,000	20,000		9
10	Merry puppy	サークル	25,000	30,000		14
11	ハンドベルリンガーズ	同好会	200,000	20,000 (200,000)		6
12	軽音サークル	サークル	200,000	30,000 (387,000)	(機材購入のため)	23
13	ブラスバンドサークル	サークル	700,000	30,000 (880,000)	(楽器購入のため)	13
14	茶道部	同好会	30,000	20,000		5
15	2ぴいず	サークル	30,000	30,000		14
16	Palpation	同好会	30,000	20,000		8
17	くっぴいー	サークル	30,000	30,000		13
18	アスリハ塾	サークル	30,000	30,000		30
19	こねくと	サークル	10,000	30,000		14
20	郷土料理研究会	サークル	40,000	30,000 (40,000)		48
21	献血推進サークル	サークル	20,000	30,000		38
22	マナの会	同好会	20,000	20,000		8
23	よさこい鰻陀羅	同好会	650,000	20,000 (980,000)		3
24	カードゲーム	サークル	20,000	30,000		10
25	剣道サークル	サークル	10,000	30,000		13
26	おりーぶの輪	サークル	-	30,000	2024 年度秋設立	17
27	GOAT	同好会	20,000	20,000		7
28	Tiam	同好会	10,000	20,000		9
29	Orange Magic	新同好会	-	10,000	2025 年度春設立	20
30	もぎじい	新同好会	-	10,000	2025 年度春設立	16
31	聖隷授業研究会	サークル	20,000	0	廃部	0
32	ISS	サークル	30,000	0	活動を行っていない	0
合計			4,265,000	780,000 (5,037,000)		

学生団体のSNS運用ガイドライン（概要）

- 🎯 目的：大学名を使ったSNSアカウントを安全&適正に運用するためのルールを整備
- 📌 これまで：個人任せ → 引継ぎ不備で、パスワード不明に

✅ 主なルール

- SNSアカウントの対象は、学生団体（サークル・同好会）が、ソーシャルメディア（Instagram、TikTok、X、Facebook、YouTube等）を利用する際に、大学名を付けたもの
アカウント登録時や連絡用に使用するGmailも含む
 - 申請制で大学Gmail発行（@g.seirei.ac.jp）
 - アカウント開設・変更・削除は**都度申請**
 - 毎年の**継続申請で運用状況を報告**
 - 希望する団体は大学HPにSNSリンク掲載をします
- 👉
- すでにSNSがある団体は？ 必ず届け出て、大学Gmailに切替え
 - 申請先は、学生サービスセンター
 - 必要書類・詳細は別紙ガイドラインを確認。今後、Googleフォーム化を検討

1. 目的

学生団体（サークル・同好会）が、ソーシャルメディア（Instagram、TikTok、X、Facebook、YouTube 等）を利用する際に、大学名を付けたアカウントを、安全かつ適正に運用できるようにします。

2. 現状

学生団体がソーシャルメディアアカウントを開設する際、大学は関与をせず、各学生団体に委ねていました。作成の際に個人のメールアドレスや電話番号を使用している等、管理方法が定まっていないケースや、管理者同士の引継ぎが出来ておらず、ソーシャルメディアアカウントの継続が出来ない事案が発生していました。

3. 提案内容

今回、「アカウント開設時に、大学のメールアドレスを使用できないか」との相談があり、学生の希望にこたえるために、大学の管理が必要になります。この管理に関する、他大学での運用指針を参考に、ガイドラインを策定します。

大学は、学生団体の存在や活動を、より多くの在学生や保護者、一般の方に知ってもらえるよう、学生の希望に応じて大学 HP などへ掲載をして支援します。

4. 運用ガイドライン概要

- ・ 代表メールアドレスの発行、及びソーシャルメディアアカウントを開設希望の団体に対して、申請書を基に大学 Gmail アドレス (@g.seirei.ac.jp) を発行する。
- ・ 大学名を称した、学生団体のソーシャルメディアアカウントを開設するには、大学 Gmail アドレスで作成するルールとする。
- ・ 定期的な運用把握を行うため、継続申請書を届ける際に、運用しているソーシャルメディアアカウント一覧を一緒に届け出る。
- ・ 大学 HP 「サークル・同好会」ページへのソーシャルメディアアカウントの掲載は希望制とする。（申請書に希望有無欄を作成）
- ・ 追加でソーシャルメディアアカウントを新規作成する、代表責任者の変更、ID や名前の変更、ソーシャルメディアアカウントの削除等の変更が生じた場合は、その都度申請を行う。
- ・ 団体を解散する場合は、ソーシャルメディアアカウントを削除の上、団体解散届と一緒に削除報告として申請書を提出、団体解散届の受理、ソーシャルメディアアカウントの削除を確認の後、大学 Gmail アドレスを削除する。
- ・ 申請は、学生サービスセンターが受付、学生部長が決裁し、学長へ回覧する。

- ・ ガイドライン案については別紙 1、申請書案については別紙 2 に記載する。

※試行開始段階でソーシャルメディアアカウントを所持・運用している団体は、届け出を必須とする。大学 Gmail アカウントを発行し、各アカウントの登録メールアドレスの変更を行う。また、フリーアカウント (@gmail.com 等) を代表アドレスとして利用している場合も、順次切り替えをする。

5. 検討・案内スケジュール

- (1) 2月26日(水) 学生支援協議会(検討)
- (2) 2月26日(水) 情報化推進委員会(確認)
- (3) 3月11日(火) 大学部長会(決定)
- (4) 3月19日(水) 教授会(報告)
- (5) 4月 新入生オリエンテーション・在学生ガイダンスで事前周知
- (6) 5月 学友会総会にて周知(総会資料に、当資料とガイドラインを入れる)
- (7) メールアドレス・ソーシャルメディアアカウントを希望する学生団体は、利用申請書を提出
- (8) 以後、随時受付

6. 他大学 HP 掲載例 上段：常葉大学／下段：静岡産業大学

浜松キャンパスSNS公式アカウント

みんなのオープンキャンパス！
こども健康学科
健康科学学科
鍼灸科
サッカー部 (ネトルスターズ)
ThunderBirds
浜村ミヨ子健康学科
健康科学学科

高田ミヨ子の夢マネジメント学科
男子バスケットボール部
サッカー部 (TOPチーム)
サッカー部 (FCチーム)
Six (美容鍼灸サークル)
校上競技部
フットサル部
常葉大学 TOKOHA UNIV
浜松キャンパス学友会

学友会執行部

サッカー部男子

サッカー部女子

紹介 | [twitter](#) | [Instagram](#)

[HP](#) | [結果](#) | [facebook](#)

[HP](#) | [twitter](#) | [facebook](#)

1. はじめに

ソーシャルメディア（Instagram、TikTok、X、Facebook、YouTube など）は、情報発信やコミュニケーションのツールとして、今や私たちの生活に欠かせないものとなっています。しかし、使い方を誤ると、個人だけでなく、大学、そして社会全体に大きな影響を与える可能性があります。

本ガイドラインは、ソーシャルメディア利用のリスクを理解し、責任ある行動をとるための指針です。本学の学生は、本ガイドラインをよく読み、理解した上でソーシャルメディアを利用してください。

2. ソーシャルメディア利用の際の注意点

ソーシャルメディア上での発言は、匿名であっても発信者を特定できる場合があります。また、一度発信した情報は完全に削除することが困難です。ソーシャルメディアは、世界中の人が見ることができる公共の場であることを常に意識し、責任ある行動を心がけましょう。

(1) 知的財産権の尊重

他者の著作物（文章、画像、音楽、動画など）を無断で使用することは著作権侵害にあたります。必ず著作権者の許可を得てから使用しましょう。引用する出典を明記し、引用部分が明確にわかるようにしましょう。

また、著作権フリーの素材やコンテンツを利用する際は、利用規約をよく確認しましょう。

(2) 肖像権・パブリシティ権の尊重

他人の写真や動画を無断で投稿することは、肖像権やパブリシティ権の侵害にあたります。特定の人物が識別できる形で写真や動画を投稿する場合は、必ず本人の許可を得ましょう。

プライバシーに配慮し、個人が特定できる情報を安易に公開しないようにしましょう。

(3) 誹謗中傷・プライバシー侵害の禁止

他人を誹謗中傷するなど、プライバシーを侵害するような投稿は、絶対にやめましょう。差別的な発言や、特定の個人や集団を攻撃するような発言は控えましょう。

インターネット上での発言は、現実世界での発言と同じように責任を伴うことを自覚して利用しましょう。

(4) 情報の真偽性

ソーシャルメディアで情報発信する際は、情報の真偽をしっかりと確認しましょう。不確かな情報や根拠のない噂を拡散することは、社会に混乱を招く可能性があります。情報源を確認し、信頼できる情報かどうかを判断しましょう。

(5) 守秘義務・機密情報の取り扱い

守秘義務のある情報や機密情報をソーシャルメディアで発信することは禁止されています。大学関係者や実習先などの内部情報、個人のプライバシーに関する情報などを不用意に公開しないようにしましょう。アルバイト先で知り得た情報なども、守秘義務の対象となる場合があります。

(6) 法令・社会規範の遵守

違法な情報やわいせつな情報、公序良俗に反する情報を発信することは禁止されています。犯罪を助長するような情報や、暴力的な表現を含む情報の発信は控えましょう。

(7) アカウントの管理

ソーシャルメディアアカウントのパスワードは、他人に教えないようにしましょう。不正アクセスやアカウントの乗っ取りを防ぐために、セキュリティ対策を徹底してください。複数のソーシャルメディアアカウントを利用する場合は、それぞれのアカウントの使い分けに注意しましょう。

(8) トラブル発生時の対応

ソーシャルメディアの利用において、トラブルが発生した場合は、速やかに顧問または学生サービスセンターに相談してください。

3. 公式ソーシャルメディア開設における利用届について

サークル、同好会などの学生団体が、本学名を付けた公式アカウントを開設したい場合、適切な利用ができるように、別紙の「メールアドレス・ソーシャルメディア利用申請届」での申請を必要としています。公式ソーシャルメディア開設の際は、個人のアドレスはみとめられません。大学から配布したメールアドレスを必ず使用してください。また、情報の変更があった場合にも申請を行い、責任を持って運用管理をしましょう。

(1) 新規開設する場合

サークル、同好会の新設に伴う開設の場合は、「団体設立願い」と一緒に申請してください。既設の団体がアカウントを新規作成する場合は、学生サービスセンターに申請してください。メールアドレスの発行後にアカウントを作成してください。

(2) 継続する場合

アカウント情報に変更がなく、そのまま継続する場合は、「サークル・同好会継続届」と一緒に提出してください。

(3) 停止する場合

アカウントの削除を行ってからの提出とします。サークル、同好会の解散に伴う停止の場合は、「団体解散届」と一緒に申請してください。アカウントのみ停止する場合は、学生サービスセンターに提出してください。

(4) その他情報変更や、アカウント追加などがあった場合

別アカウントを追加作成する場合、アカウント ID・名前を変更する場合など、運営するアカウントに何かしらの変更が生じた場合は、その都度学生サービスセンターに申請してください。

4. 相談窓口

本ガイドラインに関する質問や相談は、学生サービスセンターまでお問い合わせください。

5. ガイドラインの見直し、改廃

(1) 見直し

本ガイドラインは、ソーシャルメディアのトレンドや社会情勢の変化、大学の方針に応じて定期的に見直します。常に最新の情報を確認するようにしましょう。

(2) 改廃

このガイドラインの改廃は、学友会の意見を聞き、学生支援協議会の議を経て大学部長会が行う。

附則 このガイドラインは、2025年4月1日から施行する。

メールアドレス・ソーシャルメディア利用申請届

年 月 日

聖隷クリストファー大学長 様

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校長 様

代表責任者

学籍番号

氏 名

印

顧問

氏 名

印

メールアドレスおよびソーシャルメディアアカウント登録について、下記のとおり申請します。
メールアドレス、ソーシャルメディアの運用については下記の内容および「〇〇ガイドライン」を遵守
します。

1. 申請種別

- 継続
- 新規登録
- 登録情報変更（代表責任者、アカウント情報など）
- 削除報告（アカウントの削除完了後に提出してください）

2. 団体情報

団体の名称	
-------	--

3. 団体メールアドレスについて

希望団体には団体用メールアドレス（○○○@g.seirei.ac.jp）を作成します。

作成希望の有無、または継続・削除について、下記のいずれかを選択してください。

※ソーシャルメディアで団体アカウントを作成・運用する際は必ず団体メールアドレスの作成を申請し、アカウント設定にはそのアドレスを使用してください。

<input type="checkbox"/>	「新規作成」を希望する	(作成後、代表責任者に通知します)
<input type="checkbox"/>	「継続」を希望する	(メールアドレス： @g.seirei.ac.jp)
<input type="checkbox"/>	「削除」を希望する	(メールアドレス： @g.seirei.ac.jp) (削除希望日： 年 月 日以降)
<input type="checkbox"/>	不要	

4. ソーシャルメディアの作成状況について

団体のソーシャルメディアを新規に作成する、継続する、または削除した場合は、下記に情報を記載してください。

<input type="checkbox"/> Instagram	アカウント ID	
	アカウント名	
	利用開始日(停止日)	年 月 日 (年 月 日)
<input type="checkbox"/> TikTok	アカウント ID	
	アカウント名	
	利用開始日(停止日)	年 月 日 (年 月 日)
<input type="checkbox"/> X	アカウント ID	
	アカウント名	
	利用開始日(停止日)	年 月 日 (年 月 日)
<input type="checkbox"/> Facebook	アカウント ID	
	アカウント名	
	利用開始日(停止日)	年 月 日 (年 月 日)
<input type="checkbox"/> YouTube	アカウント ID	
	アカウント名	
	利用開始日(停止日)	年 月 日 (年 月 日)
<input type="checkbox"/> その他 ()	アカウント ID	
	アカウント名	
	利用開始日(停止日)	年 月 日 (年 月 日)

5. 大学 HP へのソーシャルメディア情報掲載希望の有無

※「希望する」を選択した場合、大学 HP「サークル・同好会」ページにソーシャルメディアの情報を掲載します。

<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> Instagram	<input type="checkbox"/> TikTok	<input type="checkbox"/> X
	<input type="checkbox"/> Facebook	<input type="checkbox"/> YouTube	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 希望しない			